

# 公立大学法人横浜市立大学附属病院長候補者選考会議規程

制 定 令和元年12月1日規則第27号

最近改正 令和5年12月18日規則第68号

(目的)

第1条 この規程は、横浜市立大学附属病院長の選考等に関する規程（以下「選考規程」という。）第4条第3項の規定に基づき、横浜市立大学附属病院長候補者選考会議（以下「選考会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 選考会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 病院長候補者の選考に関すること
- (2) その他選考会議が必要と認めた事項

(組織)

第3条 選考会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 経営審議会委員 2名
- (2) 教育研究審議会委員 2名
- (3) 学外有識者 2名
- (4) 医学群長
- (5) 横浜市立大学附属病院 看護部長
- (6) その他学長が必要と認めた者

2 前項に定める委員の選定は、経営審議会の議に基づき理事長が行う。ただし、同項第3号に定める委員は、次の各号に掲げる条件を全て満たす者から選定するものとする。

- (1) 過去10年以内に公立大学法人横浜市立大学（以下「本学」という。）と雇用関係にないこと
- (2) 過去3年間において、年間50万円を超える寄付金又は契約金等を本学から受領していないこと
- (3) 過去3年間において、年間50万円を超える寄附を本学に対して行っていないこと

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期とする。

(議長)

第5条 選考会議に議長を置き、委員の互選により定める。

2 議長は、選考会議を主宰する。

3 議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 選考会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取)

第7条 選考会議が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(病院長候補適任者の除外)

第8条 委員が病院長候補者となるべき適任者(以下「病院長候補適任者」という。)として推薦を受けたときは、当該委員を辞任しなければならない。

2 前項の規定により、委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて後任の委員を補充するものとする。

(学長への推薦)

第9条 選考会議は、病院長候補適任者のうちから、選考規程第3条第2項に規定する選考基準に基づき病院長候補者(以下「候補者」という。)を選考し、原則2名以上の候補者を学長に推薦する。

(事務)

第10条 選考会議の事務は、総務部人事課が行う。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、選考会議に関して必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、令和元年12月9日から施行し、令和元年12月1日から適用する。

#### 附 則 (令和5年規程第68号)

この規程は、令和5年12月18日から施行し、令和5年12月18日から適用する。